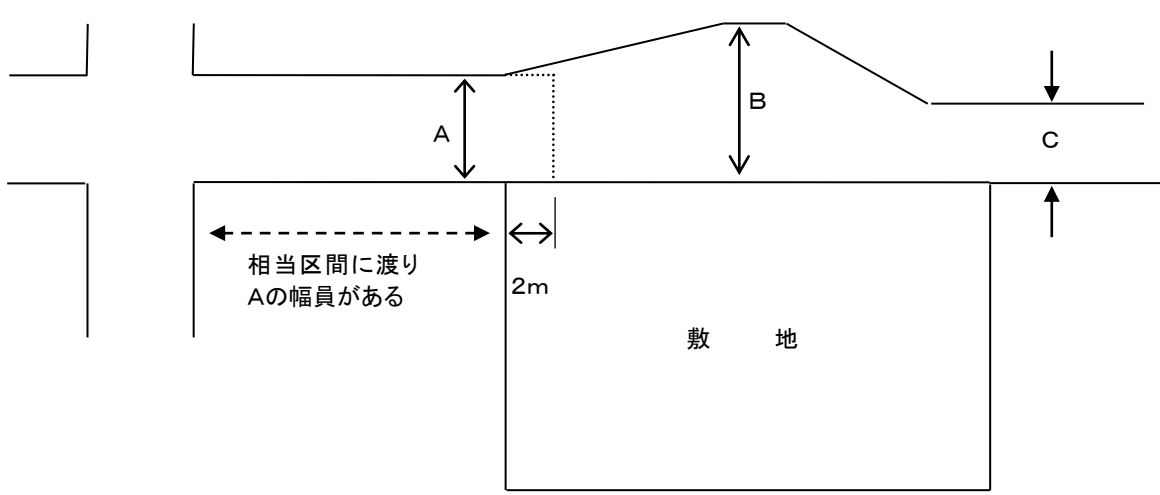


延べ面積の敷地面積に対する割合	該当 条文	法第52条第2項
前面道路の幅員と容積率限度について		
□ 内 容 容積率限度を算定する場合の前面道路の幅員はどのように考えればよいか。  相当区間に渡り Aの幅員がある 2m 敷 地		
□ 取 扱 容積率算定にあたって前面道路の幅員を考える場合には、その敷地が面する部分の幅員のみで判断されるべきではなく、相当区間に渡って存在する幅員によるべきであり、かつ、当該前面道路に2メートル以上接する必要がある。 上図の場合、Aの幅員を前面道路の幅員として算定する。		
□関連資料 建築基準法質疑応答集		